

京都市告示第 387 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵐山西院線	右京区梅津北浦町 4 番地の 1 地先から	旧	メートル 45.30	メートル 12.60
	同町 3 番地の 7 地先まで	新	45.30	12.54 ~ 14.04
勧修寺今熊野線	東山区今熊野南日吉町 168 番地の 1 地先から	旧	49.50	3.90 ~ 5.65
	同区今熊野総山町 1 番地の 37 地先まで	新	49.50	6.20 ~ 13.10

2 道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
四条通	右京区梅津北浦町 4 番地の 1 地先内	旧	メートル 15.10	メートル 6.95 ~ 9.00
		新	14.20	6.88 ~ 9.50

(建設局土木管理部道路明示課)